

静岡社会健康医学大学院大学共同研究講座規程

令和7年3月28日 規程第99号

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡社会健康医学大学院大学（以下「本学」という。）における共同研究講座の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「共同研究講座」とは、研究科の講座若しくはこれに代わる組織において行われる産官学連携による教育研究に相当するものを実施するもので、その設置及び運営に必要な経費について、民間機関等からの共同研究費のほか、国等からの補助金その他本学以外の資金（以下「共同研究費等」という。）を充てるものをいう。

(設置及び運営)

第3条 共同研究講座は、本学の教育研究の進展及び充実を図ることを目的とし、本学の主体性が確保されるよう十分な配慮のもとに設置及び運営するものとする。

(名称)

第4条 共同研究講座には、当該共同研究講座における研究の内容を示す名称を付するものとする。

2 共同研究講座の名称について、当該共同研究講座の設置の申込みをしようとする者から申出があったときには、当該者が明らかになるような字句をそれに付することができる。

(設置の申込み)

第5条 共同研究講座の設置の申込みをしようとする者は、次に掲げる書類を学長に提出するものとする。

(1) 共同研究講座設置申込書（別記様式第1号）

(2) 共同研究講座の概要（別記様式第2号）

(設置の決定)

第6条 学長は、前条の申込みがあったときは、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本学の教育研究に支障がないと認められるものについて、当該共同研究講座の設置を決定するものとする。

2 前項の設置を決定するに当たっては、あらかじめ地域・産官学連携委員会の意見を聴いたうえで、教授会及び教育研究審議会の議を経るものとする。

(設置の公表)

第7条 学長は、共同研究講座の設置を決定したときは、共同研究講座の概要（別記様式第2）を原則として学内に公表するものとする。

(存続期間)

第8条 共同研究講座の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。

2 共同研究講座の存続期間は、更新することができる。更新の手続は、設置の例に準

じて行うものとする。

(共同研究講座の構成)

第9条 共同研究講座には、教授、准教授、講師又は助教に相当する者1人の教員を置くことを原則とする。

2 共同研究講座を担当する教員（以下「共同研究講座教員」という。）は、特定教員又は特任教員とする。

3 共同研究講座教員の雇用について、民間機関等からの申出があったときは、出向契約に基づき、在籍出向として受け入れることができるものとする。

4 共同研究講座には、前3項に定める教員のほか、本学専任の教員を兼務させることができるものとする。

(共同研究講座教員の職務)

第10条 共同研究講座教員は当該共同研究講座における教育研究に従事するほか、当該共同研究講座における業務の遂行に支障のない範囲内で、その他の教育又は研究指導を支援することができる。

(共同研究費等の受入れ)

第11条 共同研究講座に係る共同研究費は、当該共同研究講座の存続期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、分割して受け入れることができる。

(間接経費)

第12条 共同研究講座に係る共同研究費を受け入れる場合、直接経費の30パーセント以上に相当する金額を間接経費として受け入れるものとする。

(知的財産権の取扱い)

第13条 共同研究講座に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権等の知的財産権が生じた場合の取扱いについては、契約書の定めるところによる。

(終了の報告)

第14条 共同研究講座教員は、共同研究講座の存続期間が終了したときは、その教育研究の成果の概要を取りまとめ、学長に報告するものとする。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、共同研究講座の設置、更新及び運営に関し必要な事項は、学長の定めるところによる。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和7年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年9月13日から施行する。

共同研究講座設置申込書

年 月 日

静岡社会健康医学大学院大学学長 様

申請者
所在地
名称
役職・氏名

下記のとおり、共同研究講座の設置を申し込みます。

記

1 共同研究講座名

2 設置目的及び共同研究講座で実施する取組内容

3 設置期間

年 月 日～ 年 月 日（ 年 ヶ月）

4 共同研究講座に要する経費の負担額及び支払方法

(1) 負担総額 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

内訳 直接経費 円

間接経費 円

(2) 負担の支払い方法

一括払い

分割払いの場合 支払時期及び金額

年 月 日 円

年 月 日 円

年 月 日 円

年 月 日 円

年 月 日 円

5 その他

※ 研究の詳細が分かる研究計画書を添付してください。

別記様式第2（第5条関係）

共同研究講座の概要

1 共同研究講座の名称

2 民間機関等名

3 民間機関等の概要

4 共同研究講座に要する経費の負担額

(1) 総表

(金額単位：円)

		民間機関等	合計
年度	直接経費		
	間接経費		
	合計		
年度	直接経費		
	間接経費		
	合計		
年度	直接経費		
	間接経費		
	合計		
年度	直接経費		
	間接経費		
	合計		
年度	直接経費		
	間接経費		
	合計		
全期間合計			

(2) 積算内訳

(金額単位：円)

区分	内訳					備考
	年度	年度	年度	年度	年度	
直接経費	人件費					
	謝金					
	旅費					
	設備費					
	消耗品費					
	その他					
	小計					
間接経費						
合計						

5 共同研究講座の設置期間

6 共同研究講座の目的及び内容

7 共同研究講座の体制

区分	氏名	所属・職名	研究の分担
静岡社会健康医学大学院大学 ※			
民間機関等			

※ 民間機関等から出向する研究者氏名の前に「○」を付すこと。